

特定非営利活動法人日本歯周病学会 若手臨床ポスター賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、日本歯周病学会（以下「本学会」という。）学術大会臨床ポスターに発表された若手の臨床症例の中から優れたものを表彰するために若手臨床ポスター賞（英文名 JSP Young Clinician Poster Award）を設け、必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は、本学会学術大会に発表され、発表者が選考対象となることを希望する臨床ポスターとする。対象となる発表内容は別に定める。

2 筆頭発表者は歯科医師国家試験合格後5年以内の本会員（歯科医師）とする。

(受賞数)

第3条 受賞ポスターは毎回、最優秀ポスター賞1題、優秀ポスター賞1題を原則とする。

(選考方法)

第4条 受賞ポスターの選考は認定医委員会と歯周病専門医審査委員会が行い、結果は常任理事会および理事会の議を経て決定する。選考方法の詳細は別に定める。

(表彰)

第5条 最優秀ポスター受賞者に賞状と副賞を授与し、優秀ポスター受賞者には賞状を授与する。

(受賞後)

第6条 受賞ポスターは次回開催の学術大会にて再掲する。受賞者は学会ニュースレターに寄稿する。

(規定の改正)

第7条 本規定の改正は理事会の議を経て行う。

附則

1 最優秀ポスター賞の副賞は株式会社ヨシダのスポンサーシップによる“YOSHIDA Award”とする。

2 この規程は令和7年5月22日から施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会 若手臨床ポスター賞施行細則

(趣 旨)

第1条 この施行細則は特定非営利活動法人日本歯周病学会若手臨床ポスター賞規程（以下、「規程」という）第4条の規定により，受賞ポスターの選考に当たって円滑に運用するために必要な事項を定めたものである。

(選考委員の選出)

第2条 選考委員は認定医委員会委員，歯周病専門医審査委員会委員とする。

(選考方法)

第3条 選考委員は規程第2条に基づく若手臨床ポスターの1. 着眼点，2. 資料の質，3. 診断・治療計画の妥当性，4. 治療の質について4段階で評価し，別に定める採点表および投票用紙に記入し，選考委員の名前を記し，発表当日のポスター撤去までに投票箱に投票する。症例の内容は短期のフォローアップ症例や治療途中の症例（歯周基本治療後）等も可とする。

2 規程第2条に基づく若手臨床ポスターが10題を超えた場合，事前審査により10題以下を選出することもできる。

第4条 選考委員は指導等に関与した若手臨床ポスターに対する評価には加わらないこととする。

第5条 得点の高い順に最優秀ポスター賞，優秀ポスター賞を各々選出する。得点が高点の場合は認定医委員会委員長ならびに歯周病専門医審査委員会委員長の協議によって決定する。

(賞 状)

第6条 賞状等の授与は次回の学術大会の認定医・歯周病専門医教育講演前に認定医委員会委員長・歯周病専門医審査委員会委員長が1年単位で交互に行う。

第7条 副賞の額は3万円とし，楯とともに授与する。

(ニュースレターへの掲載)

第8条 受賞者の症例への取り組みや発表体験等について学会ニュースレターに掲載する。

附則 1 この細則は令和7年5月22日から施行する。